

乾坤院本「洗面」と洞雲寺本「洗面」について（三）

石井清純

はじめに

本文の比較

⑪ 中國・日本の楊枝法の現状

〈洞雲寺本〉

禪苑清規云、大乘梵網經、十
重四十八輕、並須讀誦通利、善
知持犯開遮。但依金口聖言、莫
擅隨於庸輩。

〈乾坤院本〉

禪苑清規云、大乘梵網經、十
重四十八輕、並須讀誦通利、善
知持犯開遮。但依金口聖言、莫
擅隨於庸輩。
^aまさにしるべし、仏仏祖祖正
伝の宗旨、それかくのことし。
これに違せんは仏道にあらず、
仏法にあらず、祖道にあらず。

本稿は、本紀要第四八・四九号に掲載された「乾坤院本「洗面」と洞雲寺本「洗面」について」(一)・(二)に引き続い
て、寛元元年に行われた第二回目の示衆時に成立したと考え
られる洞雲寺本「洗面」の巻の本文と、建長二年の第三示衆
の後の成立による、乾坤院本「洗面」の巻の異同について検
討することにより、道元禅師の仮名『正法眼藏』の撰述・修
訂の跡形がどのような形で現れているのかを考察することを
目的としたものである。

なお、対校する『正法眼藏』の本文は、前二回同様、河村
孝道・小坂機融編『永平正法眼藏蒐書大成』(大修館書店)を使
用し、書名を省略、巻数・頁数および段のみ記すこととする。
また、各節に付した番号は、本文全体から見た位置関係を示
す意味から、前回よりの通し番号としてある。

しかあるに、大宋國、見在嘉
定十六年癸未四月のはじめこれ
をみるに、天下の僧俗かつて楊
枝の名をきかず、しらず。楊枝

しかあるに、大宋國いま楊枝
たえてみえず。嘉定十六年癸未
四月のなかに、はじめて大宋に
諸山諸寺をみるに、僧侶の楊枝

のすがたをみず、しらず。いはんや嚼楊枝の法をゆめにもみたる一箇半箇なし。

わづかに口をあらふときは、馬の尾をきりたる、ながさ寸余なるを、牛の角につけたるものにて、牙齒をあらふのみなり。

不淨の器なり、僧家の仏儀にあらず、俗人なほきらひぬべし。

わづかにくちすすぐともがらは、馬の尾を寸余にきりたるを、牛の角のおきさ三分ばかりにて、方につくりたるが、ながさ六七寸なる、そのはし二寸ばかりにむまのたちがみのことくにうへて、これをもちて牙齒をあらふのみなり。

僧家の器にもちゐがたし、不淨の器ならん。仏法の器にあらず、俗人の祠天するにもなほきらひぬべし。

かの器、また俗人僧家ともにくつのちりをはらふ器にもちゐる。また梳髪のときもちある。

いささかの大小あれども、すなはちこれひとつなり。

をしれりなく、朝野の貴賤おなじくしらず。僧家すべてしらず

るゆへに、もし楊枝の法を問著すれば、失色して度を失す。^aあはれむべし、白法失墜^bせること

を。

わづかにくちすすぐともがらは、馬の尾を寸余にきりたるを、牛の角のおきさ三分ばかりにて、方につくりたるが、ながさ六七寸なる、そのはし二寸ばかりにむまのたちがみのことくにうへて、これをもちて牙齒をあらふのみなり。

これをもて推するに、仏祖の大道、いま陵夷を見るらんこと、いくそばくぞといふことをしらず。蒼波万里の雲煙に露命ををします、異域に道をとぶらふ（と）いへども、澆季にむまれあふ、かなしむべし。いくばくの白法かさきだちて滅没しぬらむ。

これをもちゐるも万人に一人なり。

かの器をもちゐるも、万人が一人なり。

しかあれば、天下の出家在家、ともにその口氣はなはだくさし。二三尺をへだててものいさし、かぐものたへしのぶべからざるがごとし。有道の尊宿と称し、人天の導師とある、瀬(漱)口刮舌の法ありとだにもしらず口氣はなはだくさく、口のうち、はのうゑもともけがらはし。

これをもて推するに、仏祖の大道いま陵夷も見るらんこと、いくそばくといふことしらず。いまわれら、露命を万里の蒼波におします、異域の山川をわたりしのぎて、道をとぶらふとすれば、澆運かなしむべし、いくばくの白法かさきだちて滅没しぬらん。おしむべし、おしむべし。

しかあるに、日本一国、朝野の道俗みな楊枝をもちゐる。仏の道俗、ともに楊枝を見聞す、

光明を見聞するなり。仏説法を見聞するなり。仏光明の嗣続せるなり。仏祖命の長遠なるなり。よろこぶべし。

(卷六、四七七下～八下)

※両本共に「漱」を「瀬」に作る。以下すべて「漱」に改め、異同は記さない。

ば、楊枝をもちゐるべしとすれば、楊枝をもちゐるべしとされることは、おのづから上人の法をしれり。仙人の法にも、楊枝をもちゐる。しるべし、みな出塵の器なり、清淨の調度なりといふことを。

(卷一、三四七下～八下)

この段は、嚼楊枝法の延長として、それの日本と中国における依用状況の相違について触れ、その重要性の再確認へと展開するものである。

ここにおける両写本の相違点で最も目立つものは、乾坤院本において、引用文の直後に、禪師の若干のコメント（傍線部a）が挿入されていることである。因みに、この『禪苑清規』卷一「護戒」（正統藏一一・四三九a～b）からの引用は、前節末尾の「この梵網菩薩戒は、過去現在未來の諸仏菩薩、かららず過現當に受持しきたれり」（乾坤院本。『蒐書大成』卷一、三四七・下。洞雲寺本も同内容）を受けて、その具体例とし

て光明を見聞するならん。しかあれども、嚼楊枝それ如法ならず、刮舌の法つたはれず、倉卒なるべし。しかあれども、宋人の楊枝をしらざるにたくらぶれば、楊枝をもちゐるべしとされることは、おのづから上人の法をしれり。仙人の法にも、楊枝をもちゐる。しるべし、みな出塵の器なり、清淨の調度なりといふことを。

しかしこれも、禪林清規の標準である『禪苑清規』に依ることにより、前節における、『梵網經』による、比丘の必需品としての「楊枝」の重要性の強調を、その『梵網經』の存在自体を権威付けることによって再確認するためのものと解釈することによって、理由付けられるのではなかろうか。従つて、そのあとにそれを改めて「仏仏祖祖正伝の宗旨」と述べることは、明らかに、その意図が確実に説示対象に理解されることを意図すべく行なわれたものと考えられよう。

さらにこの一節は、本論に戻るに際して、自然な文の流れを形成する役割りも果たしていると思われる。すなわち洞雲寺本では、文章が引用文から直接中国において嚼楊枝の行なわれていないうことに對する批判へと連なつていているために、若干ながらも内容的な分断が存在してしまつていて。それが乾坤院本では、「仏道にあらず、…あらず…あらず」という条件節を間に介在させることにより、次の内容へと、ごく自然に読み進むことが可能となつてているのである。さらにこれによつて、中国の非法が「仏祖の道に背いたもの」として強調

されることにもなるであろう。

つまるところ、乾坤院本のこの一節の挿入は、論述内容の分断を訂正しつつ、前節の主張をさらに強調するために、洞雲寺本の不備を補つたものと考えられるのである。

次に目に付くのは、今までに見てきたと同様、乾坤院本にいたって、具体的・説明的な内容が付加されているという事実である。特にそれは、傍線部cに顯著と言えよう。即ちこの部分は、宋において漱口の際に用いられている器具の形状に関する記述であるが、乾坤院本では、このような用うべからざる器物に関してさえ、具体的数値を掲げた詳説がなされているのである。

そしてそれはまた、傍線部b・dのように、中国における不如法に対する、具体的でかつ激しい批判の挿入としても現われてきている。

ただし、実際には、道元禅師の入宋していた当時に行なわれていたと考えられる『入衆日用清規』（嘉定二年へ一二〇九年⁽¹⁾無量宗寿撰）には、楊枝法の記述が存在するのであって、その点で禅師のこの批判は、厳密には中国叢林全般に対する普遍妥当性を有するものとは考えられない。少なくとも、道元禅師自身が見聞した楊枝法がどこかには存在したはずなのである。したがって、この部分は、当然それが作法として定着していないことに対するものであつたと解釈できるのである

が、これを改めて詳細に説き示すことが、いったいどのようない意味を持っているのであろうか。

これについて、極めて大胆な憶測が許されるならば、それは、この後の傍線部eの内容との関連において説明することが可能ではないかと思われるるのである。

傍線部eにおいて、洞雲寺本は、前文からの接続として、「異域に道をとぶらふ」は、自己の経験として語られている印象を受ける。それに対して、乾坤院本は「いまわれら…するとも」という一句を挿入することにより、それを未来の仮定条件としているものと解釈できる。すなわちこれによつて、この前後の文章は、禅師自身の過去の経験ではなく、禅師を含めた会下の大衆の将来的な渡宋の無意味さを示す内容となつてゐるのである。

少なくとも禅師は、会下の大衆の入宋をあまり好ましく思つていなかつたのではないであろうか。それは、如淨以外の宋朝禪を否定せざるをえなかつた禅師自身の参考遍歴に照らしてみても、可能性として充分にありうることと思われる。もつとも、今ここで述べられてゐるのは、思想的な問題ではない。あくまで、叢林修行における作法の問題なのであるが、それにしても、「正伝」と呼べるもののが、道元禅師の下においてのみ行じられていることの主張が、結果的にこのような他者への痛烈な批判へと結び付いたものと考えられるの

である。

これと同様な意識に基づく修訂と思われるが、傍線部^fである。すなわちここにおいては、乾坤院本への修訂によつて、禅師の批判の矛先が、日本における楊枝法にまでも向けられているのである。

中国に対する批判が、程度の差こそあれ、両写本に共通していたのに対し、こちらは、洞雲寺本にて「仏光明の嗣続せりなり…(中略)…よろこぶべし」とまで賛嘆した日本の現状を、乾坤院本では、結局は「上人の法」を知つてのことだとするものの、作法自体は「如法ならず」「倉卒」なるものと、それを退けるのである。

これは、次段に見える榮西に関する記述とも深く関わつてくるものであるが、翻つてみれば、このような形での他者への批判は、少なくとも説者において、それが正式に確立していく初めて行なうものと考えられる。その点で、以上に見てきた修訂作業は、禅師の、永平寺において、その作法が具体的に確立しているという自負心が、その基底に存在している可能性は充分に予想できることである。

さて、以上のように、この段における、禅師の批判の激化に対する理由付けを試みたわけであるが、このような具体的な対象を明示しての批判は、実に禅師の著述において、晩年に位置するものに顕著に見られる傾向が指摘できるのであ

る。すなわちそれは、十二巻本『正法眼藏』⁽²⁾および『永平広録』に具体的に示されるといえるのであるが、それが建長二年という、ほぼそれらと同時期に修訂された乾坤院本にも現われてきているものと考えられる。

しかしそれにしても、このような内容が、記憶の鮮烈な帰国後の早い時期にではなく、晩年の修訂の際に挿入されるのは、如何なる理由によるのであろうか。今ここで早急な結論は避けざるをえないのであるが、道元禅師においては、例えば如淨会下における参考記録である『宝慶記』の内容が、十二巻本『正法眼藏』に至つて前面に現わされてくるという傾向が指摘されているのである。⁽³⁾ この十二巻本『正法眼藏』の成立は、多くこの「洗面」の巻の第三示衆と相い前後している可能性が高く、内容的にもいくつかの関連性を見出だせるのである。⁽⁴⁾ さらにこの他『永平広録』の同年代の上堂において同じ傾向を見ることができる。

この事実と今ここで論じている作法の問題とを同一線上に論じることは不可能であるが、ただ、禅師の在宋中の参考経験に基づく内容が、この時期に同じように詳細となつているという傾向だけは指摘することができよう。その点で、道元禅師がこの時期、自身の参考遍歴を再確認しつつ撰述を行なわれ、その一環として、この記述が挿入されたとも考えられないことはなかろう。

ともかく、この段の内容が、乾坤院本に至って、詳細でかつ激しいものとなつてゐる傾向を指摘できるのであるが、ここで今一つ問題となるのは、それに伴う文調の変化である。

一般に、説示対象の理解を考えて詳細な解説を挿入すればするほど、誤解は少なくなるものの、それによつて文章全体の調子が、若干冗漫となつてしまふ弊害が生じてしまうことは否定できない。それがこの段に記述にも当てはまると思われるるのである。

特にそれは引用文直後の自己の経歴を述べる部分(両写本破線部)に明らかである。洞雲寺本の「きかず、しらず…みず、しらず」という表現は、かなり語調を意識した表現と考えられる。それに対して乾坤院本の該当部分では、そのような意識はまったく見られないと言つて良い。つまりこれだけを見れば、洞雲寺本から乾坤院本への修訂は、文調よりも内容解説を重視したものであつたといえることになる。

このような文学的(観念的)表現が乾坤院本に至つて削除される傾向は、先の⑥段末尾にも存在する。しかし、この二種の写本の間には、一見それに反する傾向も指摘できるのである。それは、既に④および⑦段において指摘したことであるが、洞雲寺本に存在した基礎的な語句の解説が、乾坤院本に至つて削除されるというものであった。⁽⁵⁾

この一見相反する二種の事実は、次のように理解できるの

ではないであろうか。すなわち、まず洞雲寺本に存在し、乾坤院本で削られるのは、第一に、観念的あるいは文学的表现であり、第二には、教学的基礎用語の語句解説の部分である。つまりこれらはどちらも「洗面」の作法には直結しないものと言える。それに対して、乾坤院本において詳細に解説されるのは、あくまで洗面・嚼楊枝の作法そのものと、それを権威付ける部分においてである。

つまりところ、この二点から勘案すれば、乾坤院本は、現実に行なわれてゐる作法そのものに関する説示を重視した内容となつてゐることになり、その洞雲寺本からの修訂は、会下の大衆の理解の度合いに合わせてのものであると同時に、「洗面」と名付けられたこの巻の、主題を明確に打ち出す这样一个目的を有したものであつたことを示してゐるのではないであろうか。

また、確立した作法に対してでありながらも、若干冗長とも思われる解説を付加するという点から見れば、それが文章として残されることを意識した修訂という見方も成り立つと思われる所以である。

(12) 刮舌の作法

〈洞雲寺本〉

三千威儀經云、用楊枝有五事。一者斷當如度、二者破當如法、三者嚼頭不得過三分、四者疏齒当中三齒(齧)、五者當汁澡目用。

〈乾坤院本〉

三千威儀經云、用楊枝有五事。一者斷當如度、二者破當如法、三者嚼頭不得過三分、四者疎齒当中三齧、五者當汁澡目用。

い(ま)嚼楊枝、漱口の水をもて目をあらふこと、三千威儀經の法也。楊枝よくつかいて、牙齒をそろゑ、したをこそげて湯をうがひうがひするなり。

刮舌の法は、楊枝よくよくつかひてのち、いまはすてんとするとき、なかより二片に擘破して、そのわれたる口辺、刀口のごとし。これをよこさまにとりて、舌面をこそげては、水をうがひ、うがひをくくみては、擘楊枝にてこそげこそげするなり。血のいづるまです。

^a 牙藥あらば、牙齒につけてあらべし。水をくくみて、たび

たびうがひ、うがひすつべし。
うがひをはきすてんには、面

d 桶のほかにはきすつべし。楊枝はたびごとに擘破してすつるべしといへり。

e 経云、破當如法と。

f よくよくつかひて、楊枝をすてんには、すてをはりて彈指三

g 華嚴經偈云、澡漱口齒、當願り。刮舌の法は僧正榮西つたふ。

h 衆生、向淨法門、究竟解脱。

(卷六、四七八下→九上)

b 漱口のとき、この文を密誦すべし。

c 華嚴經云、澡漱口齒、當願衆生、向淨法門、究竟解脱。

d たびたび漱口して、くちびる

のうちとしたのした、あぎ(と)にいたるまで、右手の第一指、

e 第二指、第三等をもて、指のは

f らにてよくよくなめりたるがごとくなる」と、あらひのぞくべし。油あるもの食せらんことち

かからんには、皂莢をもちあるべし。楊枝つかひをはりて、す

なはち屏處にすつべし。楊枝すててのち、三彈指すべし。後架にしては、奇(棄)楊枝をうくる

ことあるべし。余處にては、屏
処にすつべし。^d漱口の水は、面
桶(の)ほかにはきすつべし。

(卷一、三四八下～九上)

この段の刮舌の作法の詳述をもつて、楊枝を用いる作法に関する記述は一応終了するものと見ることができる。

さてこの段で最も特徴的なものは、乾坤院本破線部の記述である。これは、具体的には栄西の『出家大綱』の記述を指していることが、『正法眼藏渉典録』(『永平正法眼藏蒐書大成』二一卷一一〇頁上)によつて指摘されている。

『出家大綱』の内容を示せば、それは以下のようなものである。

欲成其斎者、朝起先嚼齒木矣。義淨三藏云、毎日朝須嚼齒木、疏齒刮舌、務令如法清浄、方行敬礼。若其不然受礼礼他、共得罪云々。嚼齒木法、楊枝削時、以大方左右如刀削、為刮舌也。熟嚼如筆疏齒。齒木長短隨意、本量十二指也。當八寸四分。初三寸許、後有事長之矣。

(駒沢大学図書館蔵、寛政元年刊本。駒図179-29)

ここにある「義淨三藏云」以下の引用は、『南海帰寄内法伝』卷一「嚼齒木」(大正五四・一一〇八c)からのものであるが、それを、栄西が中國様式として日本に招來し、出家者の守るべき作法として記録したものと考えられる。この『出家

大綱』が撰述されたのが、元久元年(一一〇四)であるから、それ以後、具体的に行なわれていたかどうかは別として、作法の記述としては、日本に存在していたことは明らかである。そしてこれが、破線部の記述に繋がつたものと考えられる。

このような注釈が、乾坤院本に至つて挿入された理由として先ず考えられるのは、「洗面」の巻の第二回目の示衆以降に、禅師がこの『出家大綱』を閲覧する機会を得、それによって初めて、栄西が既に嚼楊枝の作法を招來していたことを知つて本文を修訂した可能性である。しかし、短期間ではあつたにしろ、入宋の前後、二度に亘つて建仁寺に掛錫した禅師が、その存在をまったく知らなかつたといふことはほとんど考えられない。その上、既に興聖寺時代に撰述された『典座教訓』にも、典座職の栄西招來を述べる記述が存在し、栄西の伝えた禪林規矩の内容を、禅師が熟知していたと解釈する方が妥当と考えられる。⁽⁷⁾ そうであるとすれば、この記述が洞雲寺本に見られないことは、禅師が、事実を曲げることを承知で、意図的にそれを避けていたと解釈すべきものと考えられよう。

習慣のあることを賛嘆するのみであつたために、そこにこの一節を挿入したとすれば、それは栄西の招来した作法を無条件で認めることになる。禪師はこれを避けるために、敢えて栄西招来の事實をここに入れなかつたと考えられるのであるが、これが乾坤院本では、従来の作法がまったく倉卒なものであることを述べる内容が付加されることにより、なんら問題なく挿入されたものと思われるのである。

あるいは、建長二年の第三回目の示衆に到る間に、会下の大衆の中から、『出家大綱』の存在に関して、それに触れないことに関する疑義が呈されたか、あるいは将来的なその可能性を考えての修訂という見方も当然成り立つであろう。⁽⁸⁾

さて次に大きく異同のある後半部であるが、これは内容的修訂と言うよりも、むしろ作法の手順を意識した、内容の入れ替えの意味合いが強いものといえる。

修訂に当たつて削除された部分は、洞雲寺本の傍線部 a と e である。

まず a の、いわゆる歯磨き粉に関する記述であるが、これは、永平寺では実際に用いていなかつたための削除と考えられる。これは次段⁽¹²⁾の d に見られる「面薬」の記述が、乾坤院本にも生かされていることと、同じ段の「皂莢」や、^{(12)一} b の「烘櫃」および⑧段の「盤」のように、乾坤院本においては、使用している器物に関して、多くその名を掲げる傾向

が存在することによる。

傍線部 e の引用が、乾坤院本で削除されることについて bにおいても、これと同様、出典未詳の引用が削除された。ここでは「經云」とある以上、俗諺や外典からの引用である可能性は薄いが、禪師自身が、明確に確認しえない引用が削除されたものである可能性もある。

次に乾坤院本での付加部分であるが、これは傍線 b である。乾坤院本では、これによつて『華嚴經』卷六「淨行品」(大正九・四三一)からの引用が、作法の中で唱えるものであることが明示された。

最後に位置が大きく入れ替わつたものであるが、これについては、対応する内容に、両本それぞれに同じ記号の傍線で示した。それは c・d・f の三箇所である。ここでは、洞雲寺本が記述の順序として、牙薬、漱口、捨水、棄楊枝、偈となつているのに対し、乾坤院本では、作法がすべて、『華嚴經』の偈の後に回され、偈、漱口、棄楊枝、捨水の順となつていて。偈文は当然作法の最初に唱えるものであろうから、乾坤院本の内容は、その順序に沿つて整理されたものと言えよう。

それに際して、前段にても指摘したように、漱口の作法の内容が、具体例を伴なつて極めて詳細に説き示されているこ

とも指摘できる。

(13) 嘬楊枝の中の洗面

この段より、本文は再び洗面の具体的な作法の解説となる。
これは⑨段の記述と重複する形となるが、これは楊枝法の一環として、嚥楊枝からの一連の動作の中における作法として記述されたことによるものであろう。

a 湯の用い方

〈洞雲寺本〉

つぎに洗面す。両手に湯を掬

しておもてをあらふ。

〈乾坤院本〉

つぎにまさしく洗面す。両手

に面桶の湯を掬して、額より両
眉毛、両目、鼻孔、人中、顎

頬、あなねくあらふ。まづよく

よく湯をふくひかけて、しがう
してのち摩沐すべし。涕唾、鼻

涕を面桶の湯におとしている
ことなかれ。

かくのごとくよくよくあらふ
あひだ、湯を無度につるやして、
面桶のほかにもらしおとして、
はやくしなふことなかれ。

あかおち、あぶらのぞこほり
ぬるまであらふなり。耳のなか

あらふべし、著水不得なるがゆ
えに。眼裏あらふべし、著沙不
得なるがゆえに。おとがひのし
た、鼻孔までも、よくよく心の
いたらんを度としてあらふべ
し。あるいは頭上頂頸までもあ
らふ、すなはち威儀なり。

(卷六、四七九上～下)

洗面をはりて、面桶の湯をす
ててのちも、三弾指すべし。
(卷一、三四九上)

この部分は、先ず面桶に汲んだ湯を用いての洗面の作法を詳説している。

ここで指摘できるのは、やはり乾坤院本に至って、作法に関する記述が詳細となっていることである。その第一は、冒頭の傍線部 a である。

ここにおいて乾坤院本は、洞雲寺本において「おもて」と

いう一言でまとめていた洗面对象を、顔面の各部の一部の名称をすべて指示する内容となっているのである。また、その後の破線部のように、注意事項の付加も見受けられる。

傍線部 b の修訂は、この具体化に伴なったものであろう。
すなわち洞雲寺本に見える「おとがひのした」「鼻孔」は、すでに乾坤院本では最初に呈示されてしまっているので、重

ふべし、著水不得なるがゆへに。
眼裏あらふべし、著沙不得なる
がゆへに。あるいは頭髪、頂頸
までもあらふ、すなはち威儀な
り。

複を避ける意味で削除され、そこに示されなかつた頭の上部の名称のみが残されたものと考えられる。

乾坤院本末尾の傍線部cは、多分に洞雲寺本の記入漏れを補つたものである感が強い。

b 手巾の用法

〈洞雲寺本〉

つぎに手巾をもておもてをのごふべし。よくよくのごひかわかして、手巾もとのごとく脱ひとりて、ふたつにして、左の臂にかく。

(卷六、四七九下一八〇上) 雲堂の後架には公界の拭面あり、それをもちいる。

も、ともにこれ法なり。

(卷一、三四九上)

〈洞雲寺本〉

云堂の後架には、公界の拭面あり、いはゆる一疋布をまうけたり。烘櫃あり。衆家ともに拭面するに、たらざるわづらひなし。かれに(て)も頭面のごふべし。また自己の手巾をもちある

〈乾坤院本〉

つぎに、手巾のおもてをのごふ、はしにてのごひかわかすべし。しかうしてのち、手巾もとのごとく脱ひとりて、ふたへにして、臂にかく。

また、その末尾では、自己の手巾と公界の拭面とのどちらを用いても良いことが明記されている。これは洞雲寺本の表記では、双方を必ず用いなければならないと解釈できるものであつて、その不備を訂正した形となつてゐる。

これらの一連の記述の挿入は、そこに示される「公界の拭面」および「烘櫃」が、寛元元年十月の洞雲寺本の示衆時には存在せず、その後、乾坤院本の示衆された建長二年に到る間に、具体的に運用され始めたことを意味していると考えられる。その意味からすれば、これも、具体的な現実の作法を意識しての修訂という見方がなりたつであろう。

c 桶杓の用法

〈洞雲寺本〉

ここは手巾の用法を示している。前半の、自分自身の手巾を用いる作法については基本的に変化はない。乾坤院本にいたつて大きく修訂されたのは、後半の「公界の拭面」に関する

る記述（傍線部）である。

これは、洞雲寺本では、その存在を示すのみで、一切具体的解説の行なわれていないものなのであるが、乾坤院本では、その具体的形状および用途の解説が行なわれているのである。また、「烘櫃」という手をあぶって乾かす器物の名称も付け加えられている。

洗面のあひだ、桶杓をならし、

かまびすしくおとをなすことなされ。湯水を狼籍にして、近辺をぬらすことなけれ。ひそかに

〈乾坤院本〉

洗面のあひだ、桶杓ならしておとをなすこと、かまびすしくすることなけれ。湯水を狼籍にして、近辺をぬらすことなけれ。

観想すべし、仏祖の威儀面目を

相伝して、染汚せしめず、修証する、隨喜懽喜すべし。

(卷六、四八〇上)

ども、宿善くちぢして古仏の威儀を正伝し、染汚せず、修証する、隨喜懽喜すべし。

(卷一、三四九上～下)

手巾の用法に続いて、この節では面桶を用いるに際しての注意事項が述べられている。

その禁止事項についても、前節と同様、両写本間の異同はまったく見られない。この段における最大の異同は、傍線を付した、観想すべき内容の変化である。

洞雲寺本ではそれは、過去の祖師から伝わった作法を、現在の修行者が、正しく受け継ぎ、行じてゆくべきことを確認する内容である。これに対して乾坤院本は、その始めに、傍線にて示した部分が挿入されているのである。

この一節が挿入されていることにより、意味内容にどのような変化が生じているかを考えるために当つて、特に注目すべきは、「後五百歳」「宿善」「辺地遠島」という用語の存在である。

すなわち、まずここでは、後の生を問題にすることにより、洞雲寺本で、現在の修行者の問題として語られていた内容が、乾坤院本では、そのまま来世以降への存続を見据えた

ひそかに観想すべし、後五百歳

にむまれて、辺地遠島に処され

・嚼楊枝の作法を如法に行じることによって得られるものと

いうことになる。つまりところ、乾坤院本は、既に作法が正しく行なわれているという前提の上に立つた内容となつてい

ると言えるであろう。

また、ここでいう「辺地遠島」とは具体的には日本のことであるが、それはとりもなおさず、永平寺そのものを指していると考えて問題ないであろう。

以上のことから考えあわせれば、この部分は、今こそ（永平寺）において正式な作法が確立したことに基づき、それを修行者が「宿善」として内在し、存続し続けるべきことを述べていることになる。すなわちこれは、修行者の心掛けるべきことが、仏法（作法）理解のレヴェルの上昇および、作法の確立によつて、現実の問題から、来世を含めた将来的展望へと、その必要性が移行したという、禅師の判断の下に行なわれた修訂ではないかと思われるるのである。

さらに、この「後五百歳にうまれ」とは、「百丈野狐」の話を意識したものと考えられるのであるが、これは『正法眼藏』のその他の巻では「大修行」と「深信因果」の両巻に説かれるものである。しかし、それが「宿善」という観念を伴なうのは、「深信因果」に見られる特徴と言えるのである。

内容へと転化されることになる。

それに従つて解釈すれば、ここでいう「宿善」とは、洗面

・嚼楊枝の作法を如法に行じることによって得られるものと

そして実に「宿善」という用語も含めて、このような来世を見据えた表現は、十二巻本『正法眼藏』において、前面に強く押し出されたものであることが指摘されているのである。⁽⁹⁾

乾坤院本「洗面」の巻は、この他にも十二巻本『正法眼藏』との関連を指摘できる内容がいくつか見られる。⁽⁴⁾それは後の、⑯段にも見受けられるので、その部分にて再度考察することにしたい。

ともかくも、「辺地遠島」という表現をもつて永平寺そのものにおける修行を意識しつつ行なわれたこの修訂は、あくまで内容の空間的普遍化を意図したものではなく、永平寺といういわば極地的な叢林の行持確定の意識の下になされているという推測も成立すると考えられるのである。

終了する。

ここにおいても、乾坤院本の修訂は、動作の指向性をはつきりさせるための「かへる」という動詞の使用（傍線部a）、手巾に関する記述の重複の削除（傍線部b）等、現実の進退の流れを意識した内容の整理がなされている。

また、傍線部cの表現は、耆宿に対する注意を喚起するために改めて挿入されたものと思われる。僧堂内においては、けつして特例が存在するものではないことを、これを以て主張したものであろう。

⑯ むすび

〈洞雲寺本〉

a 雲堂にあらば、手巾をたづき
ゑて入堂す。軽歩低声なるべし。

b 乾坤院本

〈乾坤院本〉

a 雲堂にかへらんに、軽歩声低

なるべし。

洞雲寺本

耆年宿徳の草庵に、かならず
洗面架あるべし。あるいは洗面
のとき、面薬をもちゐる法あり。

乾坤院本

耆年宿徳の草庵、かならず洗
面架あるべし。洗面せざるは非
法なり。洗面のとき、面薬をも

ちある法あり。

（卷六、四八〇上）

（卷一、三四九下）

この雲堂への帰参を述べる節を以て、一応の作法の解説は

終了する。

〈乾坤院本〉

おほよそ道心弁道のとき、洗
面嚼楊枝おこたらざれ。これ古
仏の正法なり。

洞雲寺本

あるいは湯をゑざらんところ
にては、水にても洗面すべし。

乾坤院本

あるいは湯をえざるには水を
もちゐる、旧例なり、古法なり。

洞雲寺本

湯水すべてえざらんときは、早
辰（晨）よくよく拭面して、香草、
末（抹）香等をぬりてのち、礼仏

坐禅すべし、受礼礼他あるべし。

（卷一、三四九下）

本来面目をして淨潔ならしむべ
し。

乾坤院本

洗面せずは、もろもろのつとめ、

ともに無礼なり。

正法眼蔵洗面第五十

爾時延応元年己亥十月二十三日

在觀音導利興聖宝林寺示衆。

(卷六、四八〇上～下)

雍州觀音導利興聖宝林寺示衆。

(卷一、三四九下)

一通り作法の詳説が終了した時点で、この段では、それを持つ意味についての解説を行ない、本文の結びとしている。そしてこの部分においても、今まで述べてきた修訂に対応する形で、両本間に重要な異同が存在するのである。

まずその第一は、傍線部aである。この部分については既に触れたことがあるが、洗面・嚼楊枝の作法の位置づけに大きな相違が存在するのである。すなわち、洞雲寺本ではそれは、仏道を修行するに当たっての前提として、すなわち調度品として位置づけられている印象を受ける。それに対して乾坤院本の表現からすれば、それは修証すべき対象、すなわち仏法そのものとして位置づけられることになるであろう。

しかし、洞雲寺本でも「古仏の正法」とあり、また次段においても「嚼楊枝・洗面、ともに修証せん」(破線部)とあって、ある程度は洗面・嚼楊枝が修証すべき仏法であることを謳っているのであるが、この部分の表現では、これではあたかも、それ以外に、別の仏道修行が存在するかのような印象を与えててしまう。乾坤院本では、そのような表現を完全に払

拭し、はつきりと、修行の中において修証すべき対象として位置づけるという方向で、これが修正されたものと解釈できるのである。

これは、ある意味で日々の行持の中での洗面の位置を際立たせるものと言えよう。しかし禅師は、いかにこの巻の主題が、「洗面」の作法の重要性を述べることであつたとしても、それのみを余りに強調し過ぎることには注意を払われたものと考えられる。それを示すのが、末尾の傍線部bと思われるるのである。

まず洞雲寺本の表現であるが、これは、洗面によつて「本来面目」が淨潔となるという前提に基づく表現と考えられる。とすれば、この段冒頭に言う弁道は、すべてが淨潔となつたところで行なわれるものということになる。

それに対して乾坤院本では、この一節に対応する文章は完全に削除され、それに代わつて、それが日々の行持の前提であることを示す内容が書き加えられている。これは、先に修証すべき仏法として卓上した作法が、その他の行持から独立して存在するものではないことを示すと同時に、行持全体の位置を極めて高める意味合いを有していると考えられる。

すなわちここに、この「洗面」の巻が、修訂を経て、洗面・嚼楊枝の作法を詳説するという主題を明確に打ち出しつつ、それを叢林修行の一連の行持の中にはつきりと位置づけ

るという、清規的色彩を強める内容へと移行していったことを示しているのではないであろうか。

その他、ここにおいても、破線部に示したとおり、作法に用いる具体的な事物の名称が明記され、内容が詳細になる傾向を指摘することができる。

(15) 洗面巻撰述由来

〈洞雲寺本〉

天竺、震旦国等には、国王、王子、大臣、百官、在家男女、朝野の百姓みな洗面す。神廟等も、あしたごとに洗面するあり。

〈乾坤院本〉

天竺國、震旦國者、國王、皇子、大臣、百官、在家出家、朝野男女、百姓万民、みな洗面す。家宅の調度にも面桶あり。あるいは銀、あるいは鐵なり。天祠神廟にも、毎朝に洗面を供す。^a 仏祖の塔頭にも洗面をたてまつる。

かくのことく洗面して、祖宗を挾し、現在せる父母、師匠を挾す。三界万靈、十方真宰をも挾す。主君をも挾するなり。

在家出家、洗面ののち、衣裳^bをただしくして天をも挾(し)、神をも挾し、祖宗をも挾し、父母をも挾す。師匠を挾し、三宝^cを挾し、三界万靈、十方真宰を挾す。

いまは漁父、樵翁までも、洗

面おこたらず。しかあれども楊枝はしらず。一得一失なり。

日本国は嚼楊枝あり、洗面な

日本国は、國王、大臣、老少、朝野、在家出家の貴（賤）、ともに嚼楊枝、漱口の法をわすれず、しかあれども洗面せず。一得一失。

日本国は、國王、大臣、老少、朝野、在家出家の貴（賤）、ともに嚼楊枝、漱口の法をわすれず、しかあれども洗面せず。一得一失。

いま嚼楊枝、洗面、ともに修証せん、補虧闕の紹隆なり。正伝のうゑの正伝なるべし、仏祖の照臨なるべし。

爾時、寛元元年癸卯十月二十日 在日^d 在越州吉峯精舎示衆。

(卷六、四八〇下～一上)
△光周の書写奥書省略

寛元元年癸卯十月二十日 在越州吉田郡吉峯寺重示衆。

建長二年庚戌正月十一日 在越州吉田郡吉祥山永平寺示衆。
(卷一、三四九下～五〇上)

さて、延応元年(一二三九)興聖寺における第一回目の示衆を記す奥書の後に付されたこの一段は、その位置から、寛元元年(一二四三)の再示衆に際して付加されたものである可能性が高いものである。内容的には⑪段と同様、中國・日本の洗面・楊枝法の現状を述べたものであるが、これが巻の末尾に付加されているという点で、禪師がここで現状説明を行なうことによつて、「洗面」の巻自体の撰述の必要性を示した

翁までも、洗面わざることなし。しかあれども、嚼楊枝なし。

日本国は、國王、大臣、老少、朝野、在家出家の貴（賤）、ともに嚼楊枝、漱口の法をわすれず、しかあれども洗面せず。一得一失。

ものと解釈し、一応標題を「撰述由来」とした。

ここにおいて波線を付した内容の具体化は、先の⑪段他、処々において既に指摘したことがあるので、ここで再度詳説することはしない。ここでは、その他の注目すべき修訂箇所について考察してみることにする。

まずは傍線部aであるが、これは洞雲寺本にて示された「神廟」に加え、仏祖に対する供養の存在を示したものである。仏道修行を志す者を対象とした撰述に、これが付加されるのは当然のことであるが、建長二年にこの内容が付け加えられたということから想起されるのが十二巻本『正法眼蔵』「供養諸仏」の巻の存在である。もともと、この巻の構想は十二巻本の中でもかなり早い時期の、寛元四年頃には既に存在していた可能性が高いが⁽⁴⁾、それにしても、それは「洗面」の巻の再示衆以降のことであり、それが修訂に影響を及ぼしていることは充分に考えられることである。

これと同様な付加内容が、傍線部b・cである。まずbは着衣に関する記述なのであるが、これは「袈裟功德」を予想させるものと言えはしないであろうか。ちなみに、乾坤院本には、この他にも、⑦段の「阿那婆達池」の喻えが挿入されるという点で、この巻との関連を予想させり。

次にcであるが、これは礼拝すべき対象の例示に、乾坤院本において「三宝」が加えられたものなのであるが、これを

対比させるとすればそれは「帰依仏法僧宝」の巻ということになるであろう。

先には⑬ーcにおいて、「深信因果」との関連を示唆する表現の存在を指摘した。私見によれば、禅師によって十二巻本『正法眼蔵』の構成が意識され始めたのは、この「洗面」⁽¹¹⁾の巻の第三回目の示衆と極めて近い時期である可能性が高く、その点で、この巻の修訂内容が、それらと密接に関連しているであろうことは充分に予想できることである。とすれば、一般に、坐禪に関する記述がほとんど見受けられないと指摘される十二巻本『正法眼蔵』が、実際には、仮名『正法眼蔵』の中でも特に清規的色彩の強いこの「洗面」の巻との関連の上でその性格を再吟味する必要が生じてくるものと思われるのである。これについては、稿を改めて論じてみたい。⁽¹²⁾

さて最後に、その他にも若干これまでの内容修訂を踏まえた語句の挿入および語順の変化が存在するので指摘しておくこととする。

傍線部d「漱口」は、⑫段の内容を踏まえつつ、栄西の『出家大綱』を意識した挿入と考えられる。そして、いまひとつ二重線で示した「一得一失」の位置の変化であるが、これも先の⑪段において付加された、日本の楊枝法に対する批判を受けたものと考えられるのである。すなわち洞雲寺本に

おいては、作法において一を欠いているのは中国のみであった。しかしそれが乾坤院本では、日中両国ともに批判の対象となつたのであって、その点で「一失」という評価が両者に掛かるよう、日本の現状解説の後に移動されたものと推測されるのである。

また、末尾破線部であるが、洞雲寺本の「修証せん」という表現が、「護持せん」と修訂されている。これは巻の冒頭、④・⑤段等に見受けられた「保任」という表現の延長上に位置づけることが可能であろう。すなわちここにも、禪師のこの作法を護持存続せしめんという意識が現われていると考えられるのである。

む す び

以上、洞雲寺本と乾坤院本の本文を対比しながら、その修訂の指向性について考察してきた。その傾向については、そのつど指摘してきたのであるが、いまここで一応のまとめを試みることにしたい。

その第一は、仏教の基礎的用語の解説が、乾坤院本に到つて削除されるということである。これは特に、具体的な作法解説に入る前の序論の部分に顕著に示されるものであった。このことは、修訂が、まず説示対象の力量の変化に基づいて行なわれたものである可能性を示していると思われる。

第二は、具体的な作法解説の部分において、それがさらに詳細に、かつ多くの具体例を伴なう形に修訂されていることが指摘できる。特にその中において、「永平寺」という具体名が示されるようになることを考えれば、これは禪師の会下において、洗面・嚼楊枝の作法がほぼ確立され、具体的に運用されていた様子を示していると考えられる。

第三には、洞雲寺本では「参考」すべきものとして捉えられた作法が、乾坤院本では多く「保任」「護持」という言葉を用いた、その存続を意識した表現となるという傾向が存在する。

そしてそれと関連して第四番目に指摘できるのは、作法 자체を修証の対象、すなわち仏法として捉えなおすことにより、それ自身を極めて高い位置にまで卓上しているということである。

一応の確立を見た作法を、このように高次の仏法として強調しつつ、改めて詳細に記すということは、とりもなおさず、道元禪師がそれを記録として保持、存続させる必要性を感じたために他ならなかつたと推測できる。

そしてさらにこれに、第五として、乾坤院本では、全体的な具体化に伴なつて文章自体が解説調となり、文学的・観念的表現が削除されてゆくという傾向が加わるのである。この巻が説示されるに留まらず、文章化されつつ残される

ことを意識すれば、それは当然、語調よりも内容を詳細にすることを意識して修訂されることになると思われる。そのように考えてこそ、禅師がこの巻に関して異例の第三回目の示衆を行なつたこと、なおかつそのなかにおいて「保任」「護持」という用語が多出することの意味づけが可能となるよう思われるのである。

(4) つまるところ、この巻に限つていえば、再三の修訂によつて、本文内容が普遍化・一般化されたのではなく、逆に、永平寺一山における具体的な作法を記し残すための清規としての性格を強めつつ、内容的に凝縮されていつたものと解釈できるのではないであろうか。

(1) 注『入衆日用清規』の記述は以下の如くである。

軽手取桶、洗面。水不宜多。使歯薬時、右手点一次、揩左辺、左手点一次、揩右辺。不得両手再蘸。恐有牙宣口氣、過人。嗽口吐水時、須低頭以手引下。不得直腰吐水、濺隣桶。不得洗頭。
(2) (正統藏一一一・四七二-b) 具体例を挙げれば、まず十二巻本『正法眼藏』では、「三時業」の巻の長沙・提婆批判、「深信因果」における宏智批判、「四禪比丘」における三教一致批判等が挙げられる。また、『永平広録』では、巻五・第三八三上堂に「四禪比丘」と同じ三教一致批判が、また巻六・四三七上堂には「三時業」と同じ提婆批判がある。また、『永平広録』独自の批判としては、巻七・第五一三上堂の外道の調息に対する批判を挙げておきたい。

(3)

水野弥穂子氏「『宝慶記』と十二巻本『正法眼藏』」(『宗学研究』第二二号、一九七九年三月)および石井修道博士「最後の道元—十二巻本『正法眼藏』と『宝慶記』」(『十二巻本『正法眼藏』の諸問題』大藏出版、一九九一年一月)。ただし石井博士は、この論考において、この事実から『宝慶記』自体を禅師晩年に再編成されたものと位置づけていが、これには首肯しえない。

(4) (5)

拙論「十二巻本『正法眼藏』本文の成立時期について」(『駒沢大学仏教学部論集』第二二号、一九九一年一〇月)参照。第四段においては、「四大五蘊」に関する説明が、第七段では「沐」「薰」の語釈がそれぞれ削除されている。

(6) (7) (8) なお、『南海帰寄内法伝』巻一からの引用文の表現が、「洗面」の巻の洗面の作法における記述と酷似している印象を受ける。これは両写本に共通するものであり、本論の意図とは若干性格を異なるものであるが、⑨のa段に「諸部の律にあきらかなり」という記述が存在したことと考え合わせれば、有部律の訳者として知られる義淨の著述を、禅師が多分に意識されていた可能性がこれによって指摘されるわけで、「洗面」の巻の撰述自体を考えるに当たって、今後、『出家大綱』を含めた、三者の具体的な検討が必要となる可能性も存在しよう。

ただし、『典座教訓』では、典座職が既に栄西によつて招來されたことを記しながら、入越して後に行なわれた『永平広録』巻二・第一三八上堂では「典座の法」を初めて伝えたのが自分であると述べており、今の「洗面」の巻とまつたく逆の事例である感を受ける。しかしこれを「法」という文字が付加されていることに注目しつつ解釈すれば、あくまで「正しい作法」という狭い範囲での自己の初伝を主張したものではないかと考えられるのである。

としても、そこにおいて、修業道場としての永平寺に対する自負の念が低くなつたことにはならない。すなわちそれは乾坤院本では、⑩段のdに「今吉祥山永平寺、嚼楊枝のところにあり」という挿入があり、また、同じ段のfにも「幸值永平老漢嚼楊枝」という記述が新たに加えられていることによる。

石川力山氏「道元の『女身不成仏論』について—十二巻本『正法眼蔵』の性格をめぐる覚え書き—」『駒沢大学禅研究所年報』創刊号、一九九〇年三月)

(9)

拙論「道元禪師の『弘法救生の心』について」(『宗学研究』第三二号、一九九〇年三月)。

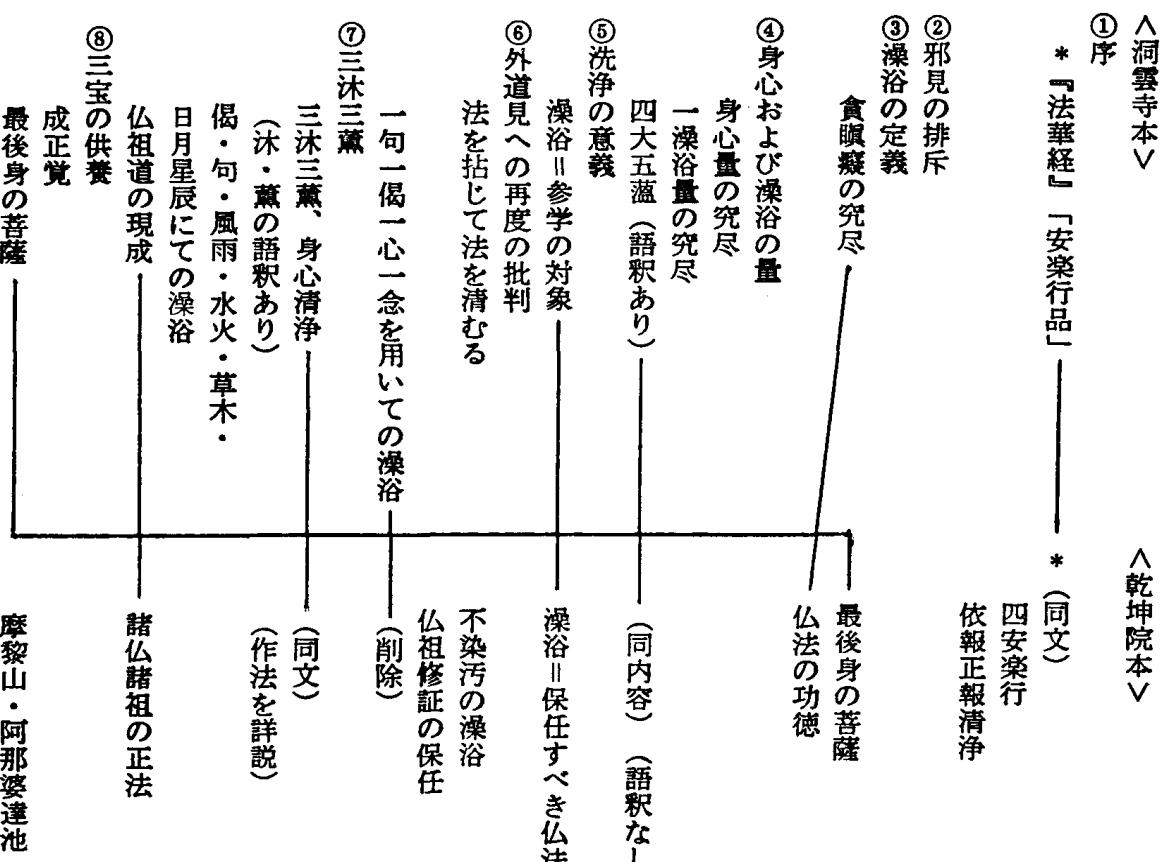
(10)

(11) 前掲註(4)拙論および、同「十二巻本『正法眼蔵』の構成について」(『印度学仏教学研究』第四〇巻二号、一九九二年三月発行予定)。

(12)

十二巻本はこの他にも、『永平廣錄』の上堂とも密接な関連性を有している。いまは、論旨に違るために一切触れることはしなかつたが、乾坤院本「洗面」と『永平廣錄』との関連性も興味深いものがあり、今後、これに十二巻本『正法眼蔵』を加えた三者の比較検討が必要となつてくると思われる。なお、『永平廣錄』と十二巻本『正法眼蔵』の関連については、拙論「道元撰新草十二巻本『正法眼蔵』の性格について—『永平廣錄』上堂を手掛かりとして—」(『松ヶ岡文庫研究年報』第五号、一九九一年三月)を参照されたい。

「洗面」の巻内容構成一覧



(12) 刮舌の作法

*『三千威儀經』「有楊枝五事」―― * (同文)

三千威儀經の法なり

僧正榮西つたふ
(同内容)

d 布雲堂

軽歩低声

耆年宿徳

(ほぼ同内容)

宿善
古仏威儀の正伝、修証

刮舌の法

薬漱口水

牙薬の用法

薬楊枝

*『三千威儀經』部分、再度引用

彈指三下

『華嚴經』「漱口偈」

* (同文)

漱口の法

用皂莢

三彈指

薬楊枝

薬漱口水

(削除)

(14) むすび

道心弁道のとき、

洗面嚼楊枝おこたらされ

水にての洗面

拭面

水にての洗面

拭面 (香草等の使用)

水にての洗面

修証すべきなり。

道心弁道のともがら、

洗面せざるは非法なり

面薬

洗面せざるは非法なり

修証すべきなり。

洗面せざるは非法なり

修証すべきなり。

修証すべきなり。

面薬

(13) 洗面の作法

a. 洗顔の仕方

おもてをあらぶ

湯の用い方の注意

洗耳

洗鼻孔

頭上頂頬

洗頭髮・頂頬

(同内容)

不知楊枝

日本 = 嚼楊枝あり

洗面なし

手巾の用法

公界の拭面

(具体的の形状) = 一疋布

烘櫃

c. 梵杓の用法

桶杓・湯水を用いる注意

(同内容)

後五百歳

(15) 洗面卷撰述由来

(同内容)

仏祖の塔頭 (具体例増)

札拂 (祖宗・父母・師匠)

三界万靈・十方真宰

札拂 + 正装 (天・神・

祖宗・父母・師匠・三宝・

三界万靈・十方真宰)

(具体例)

不知楊枝

不知楊枝

札拂 + 正装 (天・神・

祖宗・父母・師匠・三宝・

三界万靈・十方真宰)

(具体例)

不知楊枝

札拂 + 正装 (天・神・

祖宗・父母・師匠・三宝・

三界